

令和5年度 第1回 四街道市情報公開・個人情報保護審査会会議録（会議概要）

日 時 令和5年5月24日（水）午後1時30分～午後2時40分  
場 所 四街道市役所 障害者支援課2階会議室  
出席者 出 席 委 員：酒井会長、高山委員、畠中委員  
欠 席 委 員：木谷副会長、伊藤委員  
事務局 木村総務課長、服部総務課長補佐、金子情報公開室長、菅原主査、三浦  
主査補  
公開・非公開の別 公開  
傍聴人 0人

会議次第

- 1 会長挨拶
- 2 議事
  - (1) 令和4年度情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況等について（報告）
  - (2) 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う四街道市の対応について（報告）
- 3 その他

会議の内容

事 務 局 ただ今より、令和5年度第1回四街道市情報公開・個人情報保護審査会を開催いたします。  
なお、本日の審査会について木谷副会長及び伊藤委員から欠席の連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。

事 務 局 ～職員紹介～

事 務 局 会議開催にあたり、酒井会長からご挨拶をお願いします。

～会長挨拶～

事 務 局 ありがとうございました。  
それでは、ここから酒井会長に会議の進行をお願いします。

酒井会長                    それでは、皆様のご協力の程、よろしく申し上げます。  
この後の内容につきましては、まず、議事としまして、  
1 点目、令和 4 年度情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況等  
についての報告、  
次に 2 点目、個人情報の保護に関する法律の改正に伴う四街道市の対  
応についての報告を予定しております。  
最後にその他としまして、今後の会議開催についての事務局からの説  
明を予定しております。

酒井会長                    ただ今の出席委員は 3 名です。四街道市情報公開・個人情報保護審査会  
条例第 5 条第 2 項の規定により、出席者が委員の過半数を超えていま  
すので、会議は成立いたしました。  
また、会議の公開・非公開につきましては、今回の議事の内容が情報公  
開制度及び個人情報保護制度の実施状況等についての報告等に関する  
案件であり、審査請求事件の調査及び審議に関する事項ではないため、  
四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例第 5 条第 4 項の規定によ  
り、公開といたします。  
本日は、傍聴希望者はおられますか。

事 務 局                    傍聴希望者はありません。

酒井会長                    それでは、本日は傍聴人無しということで進めさせていただきます。  
なお、本日の会議資料につきましては、四街道市の審議会等の会議の  
公開に関する指針により、閲覧に供するものとしますが、傍聴人への  
配布については、本日は傍聴人がおられませんので省略させていただきます。

酒井会長                    次に、会議録における発言者名については、審議会等の会議の公開に関  
する指針の解釈運用基準の規定により、原則として明記することにな  
っておりますので、本審査会においても発言者名を明記する取扱いと  
したいと存じますが、委員の皆様のご意見をお伺いします。

委員全員                    ～特になし～

酒井会長                    それでは、会議録における発言者名につきましては、明記することとい  
たします。

酒井会長           これより、議事に入ります。  
議事の1点目令和4年度情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況等についての報告に移りたいと思いますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

酒井会長           それでは、事務局の説明を求めます。

事務局              ～令和4年度情報公開制度の実施状況について説明～

酒井会長           ただ今、事務局から令和4年度情報公開制度の実施状況について説明がありましたが、何か質問等がございましたら委員の皆様お願いします。

畠中委員           請求に対する決定において非公開、請求拒否、却下とありますが、この内容について説明をお願いします。

事務局              資料の5ページをご覧ください。右から3番目の項目に決定内容が記載されております。例えば1行目から公開、請求拒否（不存在）、却下、部分公開という決定となっております。

畠中委員           請求拒否というのは文書が存在しないということですか。また、受付番号2の却下というのは請求権が無いと記載されていますが、どのような内容ですか。

事務局              受付番号1の2については、請求があった行政文書が存在していませんでしたので請求拒否の決定としております。また、情報公開条例において、請求権が定められており、請求された方が市外在住であったため請求権がありませんでしたので却下の決定としております。

畠中委員           情報公開請求書が提出され、行政文書を確認した結果、該当する文書が存在しなかったため不存在の通知をしたということですか。

事務局              そのとおりであります。

畠中委員           情報公開制度において大きな問題は無かったということでしょうか。

事務局 令和4年度においては、請求に対する決定内容について大きな問題はなく、また、審査請求もありませんでした。

酒井会長 受付番号2については、情報公開請求の受付の時点で拒否するのではなく、実施機関の方で受付をしたうえで、請求権が無いため却下したため、一覧表に記載したということによろしいでしょうか。

事務局 そのとおりであります。請求者には情報公開の請求権について説明しましたが、却下であればその通知をいただきたいとの意向であったため、文書で決定通知を送付しました。

高山委員 例えば部分公開決定で公開内容が請求者にとってあまり納得がいかないような場合において、次年度以降、改めて情報公開請求を行うようなケースはありますか。

事務局 同じ請求者が以前に情報公開請求した行政文書と同様な文書を改めて請求した場合、受付時に可能な限り確認をしております。その際にこれまで請求したものが含まれている場合には、請求者に請求内容を確認のうえ、対応をしております。部分公開で非公開部分が納得できないため再度公開請求するようなケースはこれまでほとんどありません。

酒井会長 その他、何かございますか。

委員全員 ～特になし～

酒井会長 次に、令和4年度個人情報保護制度の実施状況について、事務局の説明を求めます。

事務局 ～令和4年度個人情報保護制度の実施状況について説明～

酒井会長 ただ今、事務局から令和4年度個人情報保護制度の実施状況について説明がありましたが、何か質問等がございましたら委員の皆様お願いします。

島中委員 自己情報開示請求は本人の求めに応じて、行政文書の開示請求を行っ

たということによろしいですか。

事務局 自己情報開示請求につきましては、本人からの請求に基づくものと、未成年者の親権者又は後見人などによる本人以外からの請求により開示をしているものがあります。

畠中委員 開示したものについては、本人や代理権のある方からの請求であり、問題は無いということによろしいでしょうか。

事務局 特に問題になったケースはありませんでした。  
参考までに資料の21ページをご覧ください。上段に区分として記載されておりますが、本人からの請求数が18件、実人数として15人でした。本人以外からの請求としては2件あり、実人数として2人でしたが、いずれも代理権を有する方からの請求でした。

畠中委員 この中には含まれていませんが、例えば、離婚した配偶者からの請求などは無かったということですか。  
また、診断書など、いわゆる機微情報にあたる個人情報の開示も行われているようですが、本人からの請求であれば問題は無いということによろしいですか。

事務局 本人からの請求であれば問題はありません。

畠中委員 資料の28ページ、受付番号18の却下の理由はどのような内容ですか。

事務局 四街道市から転出に至った経緯等が記録されている行政文書の請求で、請求者は相続人からでした。請求のあった情報は被相続人の財産に関する情報ではなく、請求者が相続人であったとしても、請求者の自己に関する情報にあたらなため却下の決定をいたしました。

畠中委員 一つ懸念されるのがドメスティックバイオレンスで、相手方が申請者の居住地を探しに来るケースなどが想定されますが、この場合どのような対応をされますか。

事務局 DV関係の請求も含め、自己情報開示請求につきましては厳格な身分

確認を行ったうえで請求の受付、対応をしております。

- 畠中委員 本人の求めに応じて開示するのが基本的な考え方でよろしいですね。
- 事務局 本人の情報を本人自身が請求するのが基本的な考え方です。受付時に身分確認を行い、本人であることが確認できない場合は、請求を受け付けすることはできません。例えば同居の家族である配偶者の方の請求をする場合においては、委任状の提出が必要となりますので、委任状が無い場合は請求の受付はしていません。
- 酒井会長 その他、何かございますか。
- 委員全員 ～特になし～
- 酒井会長 それでは次に進めさせていただきます。令和4年度会議等公開状況について、事務局の説明を求めます。
- 事務局 ～令和4年度会議等公開状況について説明～
- 酒井会長 ただ今、令和4年度会議等公開状況について説明がありましたが、何か質問等がございましたら委員の皆様お願いします。
- 委員全員 ～特になし～
- 酒井会長 次に議事の2点目個人情報の保護に関する法律の改正に伴う四街道市の対応についての報告に移りたいと思いますが、委員の皆様よろしいでしょうか。
- 酒井会長 それでは、事務局の説明を求めます。
- 事務局 ～事務局から個人情報の保護に関する法律の改正に伴う四街道市の対応について説明～
- 酒井会長 ただ今、改正個人情報保護法への対応について事務局の説明がありましたが、何か質問等がございましたら、委員の皆さんお願いします。

- 畠中委員 個人情報ファイル簿はリストアップされていて、ホームページに掲載され、閲覧が可能とのことですが、その中には個人情報は掲載されていますか。
- 事務局 個人情報ファイル簿は、市においてどのような個人情報を保有しているかというものを取りまとめたものであり、閲覧に供していますがその中に個人情報は掲載されておりません。記載されている内容としましては、参考資料の様式第1号にある項目となっております。
- 畠中委員 様式には個人情報は記載されていないということですね。個人情報ファイル簿が閲覧できるとなると、例えば社会福祉課においては要避難者の情報があると思いますが、そのような情報は閲覧できないということではよろしいですか。
- 事務局 個人情報ファイル簿は具体的な個人情報を掲載しておりませんので、閲覧することはできません。市が事務事業を行う上で、保有している個人情報について公表しているものとなります。
- 畠中委員 個人情報ファイル簿の公表に当たり、リスク分析について何か実施していることはありますか。
- 事務局 個人情報ファイル簿についてのリスク分析は行っておりません。
- 畠中委員 個人情報保護委員会では個人情報ファイル簿を作成することによって、保有している個人情報がより安全に確保できることを考えているのでは無いですでしょうか。
- 事務局 個人情報ファイル簿の作成について、個人情報保護委員会からの通知等を含め内容を確認の上、適切に対応していきたいと考えております。
- 畠中委員 個人情報の安全管理について、個人情報保護委員会が指導、取り組み等を行っていますが、個人情報の漏洩や事故等があった場合に報道されるのは四街道市になります。個人情報を保有しているため管理責任が問われることになり、十分な安全管理が重要となるため、より慎重な対応をお願いしたいと思います。

事務局 個人情報安全管理につきましては、個人情報の保護に関する法律の改正に伴いまして、国から様々な通知や周辺の自治体の取り組みなどを参考しながら、安全確保に努めていきたいと考えておりますので、その際には委員の皆様からご意見、ご指導を賜りたいと存じます。

酒井会長 その他、何かございますか。

委員全員 ～特になし～

酒井会長 最後に、会議次第の3、その他としまして、今後の会議開催について、事務局からの説明を求めます。

事務局 ～事務局から次回の会議について説明～

酒井会長 ただ今、次回の会議の説明の中で、個人情報保護事務の手引の作成についての説明がありましたが、これはいつ頃までに作成する予定ですか。

事務局 個人情報の保護に関する法律が施行されていますので、可能な限り速やかに作成し、今年度内にお示しできればと考えております。

酒井会長 その他、委員の皆様からご質問等はございますか。

委員全員 ～特になし～

酒井会長 それでは会議次第の3、その他についてを終了させていただきます。

酒井会長 最後に、委員の皆様から何かございますか。

委員全員 ～特になし～

酒井会長 それでは他に無いようですので、以上で、令和5年度第1回四街道市情報公開・個人情報保護審査会を終了いたします。